

十和田市自治基本条例市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)十和田市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)の制定に当たり、市民自らが自治基本条例の内容について調査、研究及び検討を行うため、(仮称)十和田市自治基本条例市民検討委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自治基本条例案の調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 自治基本条例案を作成し、市長に報告すること。
- (3) その他自治基本条例案の作成に関し必要な事項。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人以内で組織する。

2 市民委員会の委員は、公募及び推薦の方法により選出し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、市民委員会の会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。